

一戸町告示第193号

下記森林について、森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和7年12月3日

一戸町長 小野寺 美 登



記

1 經營管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

一戸町産業部農林課、一戸町のホームページ

3 権利の設定

本公告により、一戸町に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。

別紙

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班 ・施業班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R7-集1	一戸字小滝 29-3	一戸町7林班 9小班1施業班	山林	0.19	告示の日から 令和13年3月31日	